

健康保険

加入届、脱退届は14日以内に

▼加入届
▼市内に転入した
▼勤務先などの健康保険をやめた被扶養者を含む
▼子どもが生まれた
▼生活保護を受けなくなった
加入の届け出が遅れると、遅れた期間分の保険料をさかのぼって支払っていただくうえ、遅れた期間分の医療費は全額自己負担となります。

▼脱退届
▼市外へ転出する
▼勤務先などの健康保険に加入した被扶養者を含む
▼被保険者が死亡した
▼生活保護を受けるようになった
脱退の届け出が遅れ、資格のなくなった国民健康保険被保険者証で診察を受けた場合は、国民健康保険から医療機関に支払った医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

次のよう
なときは、
必ず14日
以内に国民
健康保険の
加入、脱退
の届け出を
してください。

▼振り込め詐欺にご注意
国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金、介護保険などの市職員を乗っ取り、

振り込め詐欺にご注意
国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金、介護保険などの市職員を乗っ取り、

国民年金

遺族基礎年金 こんなときは請求を

国民年金に加入中の方や老齢基礎年金の受給資格を満たした方などが死亡したときに、死亡した方が次のいずれかの要件に該当している場合は、その方によって生

- 問合先**
- 堺区役所保険年金課 ☎228-7413 FAX228-7539
 - 中区役所保険年金課 ☎270-8189 FAX270-8171
 - 東区役所保険年金課 ☎287-8108 FAX287-8621
 - 西区役所保険年金課 ☎275-1909 FAX275-1908
 - 南区役所保険年金課 ☎290-1808 FAX290-1813
 - 北区役所保険年金課 ☎258-6743 FAX258-6894
 - 美原区役所保険年金課 ☎363-9314 FAX363-0020

| 子の人数 | 支給される年金額 | |
|------|----------------------------|------------|
| | 子のある妻の場合 | 子のみの場合 |
| 1人 | 101万2,800円 | 78万6,500円 |
| 2人 | 123万9,100円 | 101万2,800円 |
| 3人 | 131万4,500円 | 108万8,200円 |
| 4人以上 | 3人の子のときの額に1人につき7万5,400円を加算 | |

※「子のみの場合」の子1人当たりの年金額は、妻の年金額を子の人数で除した額

医療費の払い戻しや保険料の徴収と偽って金銭をたまし取るなどの事件が発生しています。

後期高齢者医療保険料納め忘れにご注意を
後期高齢者医療保険料を口座振替で納める場合、12月の振替日は28日です。納付書で納付する場合は納期は、7月・翌年3月の毎月月末12月1日・4日です。保険料の納め忘れがないようにご注意ください。

納期を過ぎても保険料を滞納している方は、督促状や催告書を送付します。送付後も納付の確認ができない場合は、電話での納付案内や職員による個別訪問徴収を行います。問合

も出生後に対象になります。なお、婚姻している子は対象になりません。
▼死亡日の前日において、死亡の前々月までに保険料納付済期間(免除期間・若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)が被保険者期間の3分の2以上ある
▼死亡日の前日において、死亡の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がない
▼老齢基礎年金を受給している
▼老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている
問合せII区役所保険年金課へ。

外国人の方も加入を
日本に住んでいる20~59歳の外国人の方厚生年金保険、共済組合の加入者と社会保障協定により加入を免除されている方を除く

市税を滞納している方は、早急に納付してください。また、納付が困難な事情のある方は、納税相談をしてください。
問合せII市税事務所(納税)・収納課、債権回収対策室(市税担当)へ。

医療費の一部を助成

市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。

市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。

市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。

市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。

市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。
市II区役所保険年金課へ。

税金

市税の徴収を強化

市では、税金を滞納している方は、早急に納付してください。また、納付が困難な事情のある方は、納税相談をしてください。
問合せII市税事務所(納税)・収納課、債権回収対策室(市税担当)へ。

固定資産税・都市計画税 第3期分 納期限 12月25日
納期限までに、金融機関から郵便局、コンビニ、市税事務所(納税)でお納めください。ペイジーに対応した金融機関の現金自動払込機(ATM)などでもお納めいただけます。口座振替をご利用の方は、預貯金残高をご確認ください。☎市税事務所(納税)が収納課へ。

- 問合先**
- 収税課 ☎228-7434 FAX228-7618
 - 債権回収対策室(市税担当) ☎228-7400 FAX228-7618
 - 堺市税事務所 課税納税 ☎228-7433 FAX228-7766 ☎228-7411 FAX228-7766
 - 中市税事務所 課税納税 ☎270-8185 FAX270-8102 ☎270-8187 FAX270-8102
 - 東市税事務所 課税納税 ☎287-8104 FAX287-8115 ☎287-8106 FAX287-8115
 - 西市税事務所 課税納税 ☎275-1905 FAX275-1917 ☎275-1907 FAX275-1917
 - 南市税事務所 課税納税 ☎290-1804 FAX290-1816 ☎290-1806 FAX290-1816
 - 北市税事務所 課税納税 ☎258-6714 FAX258-6822 ☎258-6724 FAX258-6822
 - 美原市税事務所 課税納税 ☎363-9317 FAX361-1889 ☎363-9318 FAX361-1889

電話で夜間に納税(市税)相談
12月6日(木)は、午後8時まで時間を延長して、未納となっている市税の納付相談などを電話で受け付けます。
窓口は市税事務所(納税)・収納課、債権回収対策室(市税担当)です。

権利を得られないで出国した場合は、原則、出国後2年以内に請求すれば脱退一時金が支給されます。
問合せII区役所保険年金課か堺東年金事務所(☎233・5101)へ。

1日現在に、登記簿に登記されている方(土地・家屋)補充課税台帳に登録されている方に課税されます。また、算定も1月1日現在の利用状況に基づいて行います。このため、売買などで実

際的所有者に変更があっても、1月1日までに登記や登録が完了していなければ旧所有者が納税義務者になります。
課税の内容は、毎年5月にお送りする納税通知書に同封している課税明細書でご確認ください。

柔道整復師などによる施術の内容を正確に把握し、国民健康保険を使って、柔道整復・はり・きゅう・あん摩・マッサージ(整骨院・接骨院・治療院など)で施術を受けた方へ、施術の内容などの確認を行っています。

65歳以上で次のいずれかに該当する方。
▼障害者自立支援法による精神通院医療を受けている方(自立支援医療受給者証(精神通院)が必要)
▼感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核医療(入院)除くを要する方
▼国指定の特定疾患の治療を受けている方(特定疾患医療受給者証

が必要)
▼障害者医療費助成制度の受給対象である方
▼ひとり親家庭医療費助成制度の受給対象である方
▼障害者医療費
次のいずれかに該当する方。
▼身体障害者手帳の障害の等級が1級か2級の方
▼知的障害の程度が療育手帳でA判定の方
▼知的障害の程度が療育手帳でB1判定で、身体障害者手帳を持つ方
▼ひとり親家庭医療費
ひとり親家庭の父か母、養育者(里親を除く)と、養育者を受け付けている18歳以下(18歳に達した日以降最初の3月31日までの子ども)の子も。所得制限はありません。問合せII区役所保険年金課へ。

そのため、市が業務委託しているガリバーインターナショナル株式会社から、施術状況確認の照会文書を送付することがあります。また、市の施術資格者が電話することもありますので、理解と協力をお願いします。

柔道整復の施術は、単なる肩こりや筋肉疲労などは保険が適用されませんが、また、はり・きゅう・あん摩・マッサージの保険適用には医師の同意が必要となりますのでご注意ください。問合せII区役所保険年金管理課(☎228・7522 FAX222・1452)へ。